

令和5年度（2023年度）

環 境 速 報

第211号

令和6年（2024年）3月29日（金）発行

目次

◇令和6年4月1日施行の主な環境法令の概要について	1
◇省エネコラム ～脱炭素経営の第一歩は無駄の排除から～ 中村環境コンサルタント事務所 中村秋男	6
◇知っておきたい環境法規制の基礎知識（第17回） ～水銀による環境の汚染の防止に関する法律～	8
◇環境法令改正情報（令和5年11月～令和6年3月25日）	10
◇会報サン第52号の校正漏れによる正誤表	17
◇協会からのお知らせ／編集後記	18
○「令和6年（2024年）版公害関係基準のしおり」（長野県環境部）の販売について	

☆☆ 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し取り組もう！ ☆☆

一般社団法人 長野県産業環境保全協会



エコアクション21
地域事務局No.001

[エコアクション21地域事務局長野産環協]

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10長野県中小企業会館5階

電話：026-228-5886 Fax：026-228-5872

メール：nasankan@alps.or.jp

ホームページ：http://www.alps.or.jp/nasankan/

エコアクション21 メール：ea21nasa@nasankan.or.jp

業務専用 ホームページ：http://www.alps.or.jp/nasankan/ea21nasa/

エコアクション2 | 無料個別相談会のご案内

1 開催日時 原則、毎月第3水曜日

開催日	相談時間帯	備考（相談時間など）
① 2024年4月17日（水）	午後1時30分～4時30分	1件につき1時間以内 1事業者様1回限り
② 2024年5月15日（水）		
③ 2024年6月19日（水）		
④ 2024年7月17日（水）		

2 開催場所 長野県中小企業会館5階 〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田131-10
（一般社団法人 長野県産業環境保全協会 事務室までおいでください。会場までご案内します。）

3 申込方法 完全予約制、各回期日の1週間前までに下記「エコアクション2 | 無料個別相談会申込書」にご記入いただき、FAX又はメールにてお申込みをお願いします。

4 その他 ①当日は、専門家（エコアクション2 | 審査員等）又は事務局が対応します。

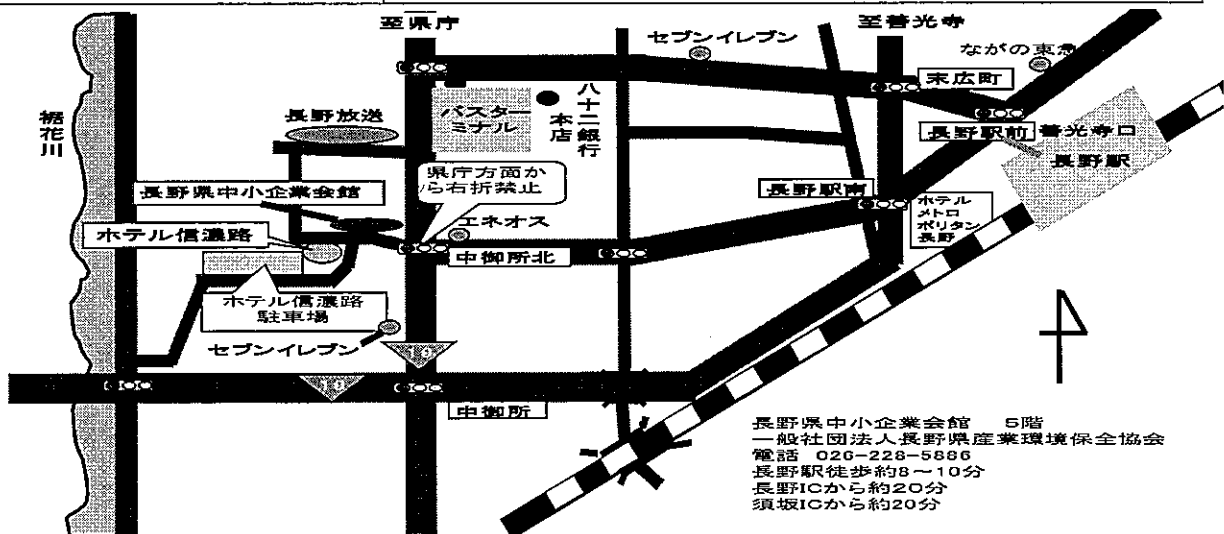
②リモート（Zoom）での個別相談も可能。申込時にリモート希望と記入願います。

③お問合せ：一般社団法人長野県産業環境保全協会（エコアクション2 | 地域事務局 長野産環協）
〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田131-10 長野県中小企業会館5階
Tel：026-228-5886 Fax：026-228-5872 e-mail：ea2lnasa@nasankan.or.jp

【切り取らずこの用紙のままお送りください。送信票の添付は不要です。】

エコアクション2 | 無料個別相談会申込書

相談希望日（何れかに○印）	希望時間帯（午後1時30分～午後4時30分の間での希望あれば）
① 4月17日（水）	午後 時 分頃 ～ 午後 時 分頃
② 5月15日（水）	
③ 6月19日（水）	
④ 7月17日（水）	
事業所名	
業種・事業内容	
所在地	
出席者職・氏名	
連絡先（Tel・Fax・mail）	
その他連絡事項など	



令和6年4月1日施行の主な環境法令の概要について

協会ホームページ「環境法令の改正情報」欄に掲載した法令で、令和6年4月1日から施行される主な法令（法律・政令・規則・告示・長野県条例・長野県規則）の概要を、所管行政庁の報道発表資料やホームページに掲載されている情報等により紹介します。

Ⅰ 気候変動適応法施行規則（令和6年1月16日環境省令第2号）

(1) 制定の背景・経緯

熱中症対策の強化のため、令和5年第211回国会において、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号が可決・成立し、同年5月12日に公布されました。

改正法では、熱中症対策実行計画の法定計画への格上げ、熱中症警戒情報の法定化及び熱中症特別警戒情報の創設、市町村長による指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）及び熱中症対策普及団体（以下「普及団体」という。）の指定等の制度が措置され、令和6年4月1日に施行予定です。

今回の気候変動適応法施行規則の制定は、熱中症警戒情報等及び指定暑熱避難施設、普及団体等に関する事項について、改正法の施行に向けて所要の規定を定めるものです。

(2) 施行規則の概要

① 熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報に関する事項

- ・熱中症警戒情報を発表する場合は、府県予報区等内のいずれかの情報提供地点で、暑さ指数(WBGT) (※) が33以上となると予測される場合とする。
- ・熱中症特別警戒情報を発表する場合は、以下の場合とする。
 - i 都道府県内の全ての情報提供地点で、暑さ指数(WBGT) (※) が35以上となると予測される場合。
 - ii ①に該当しない場合であって、自然的社会的状況により、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがあると認められる場合。

※施行規則では暑さ指数を「気圧、気温、相対湿度、日射量、風等の気象に関する情報を基に算出される値」と規定。なお、算出方法は今後最終取りまとめ予定の「熱中症特別警戒情報の運用に係る指針」等に掲載予定です。

- ・熱中症特別警戒情報の発表内容の必要事項を定める。

② 指定暑熱避難施設に関する事項

- ・環境省令で定める指定暑熱避難施設の管理方法の基準は、住民その他の者の滞在の用に供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保することとする。
- ・市町村長が指定暑熱避難施設の管理者と結ぶ協定の必要事項を定める。

③ 普及団体に関する事項

- ・普及団体として指定を受けることのできる法人として環境省令で定める法人は、社会福祉法人及び会社とする。
- ・指定の申請等に係る手続・書類、個人に関する情報の適正な取扱い等の適正かつ確実な実施のための措置に関する事項を定める。

(3) 施行期日

施行日：令和6年4月1日（月）

（気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の施行日）

2 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年1月25日環境省令第4号）

(1) 経緯・背景

令和4年4月、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目である「六価クロム」については、新たな知見を踏まえ、環境基準値の変更を行いました。また、生活環境の保全に関する環境基準の項目である「大腸菌群数」については、簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことを踏まえ、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標である「大腸菌数」に見直しました。

こうした環境基準の見直し状況を踏まえ、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止するため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る基準を定めている以下の省令に関して、所要の改正を行いました。

(2) 改正の概要

①水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）の改正

水質汚濁防止法施行規則第9条の3第2項において定める地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準のうち、「六価クロム化合物」について、0.02 mg/Lに改めることとしました。

②排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）の改正

排水基準を定める省令第1条において定める排水基準のうち、別表第1に掲げる「六価クロム化合物」に係る許容限度を0.2 mg/Lに改めることとしました。

また、同基準のうち、別表第2に掲げる「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、同項目に係る許容限度を800CFU（コロニー形成単位）/mLに改めることとしました。

なお、「六価クロム化合物」に係る排水基準について、電気めっき業に属する特定事業場からの排水には、暫定排水基準として0.5 mg/Lを3年間適用することとしました。

(3) 今後の予定

施行：令和6年4月1日（六価クロム化合物に係る改正）

令和7年4月1日（大腸菌群数に係る改正）

経過措置：排水基準を定める省令の一部を改正する省令の施行の際、現に設置されている水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する特定事業場の排水の六価クロム化合物についての排水基準は、この省令の施行の日から6月間（当該施設が水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第3に掲げる施設である場合にあっては、1年間）は、なお従前の例によることとしました。

3 環境大臣が定める排水基準に係る検定方法等の一部改正について

（令和6年2月5日環境省告示第4号）

(1) 経緯・背景

令和4年4月、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、「六価クロム」に係る基準値が見直されたことを踏まえ、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止するため、水質汚濁防止法（昭和45

年法律第 138 号) に基づく排水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る基準等を定める以下の告示に関して、所要の改正を行いました。

併せて、排水基準に係る検定方法等において引用している日本産業規格(以下「JIS」という。)K0102 (工場排水試験方法) が JIS K0101 (工業用水試験方法) と統合され分冊化が進んでいることから、「六価クロム化合物」に係る検定法を定める以下の告示に関して、所要の改正を行いました。

(2) 改正の概要

①環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号)の改正

同告示 5 号に定める「六価クロム化合物」の検定方法を分冊後の JIS K0102-3 に定める方法に改めることとしました。

②水質汚濁防止法施行規則(昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号)第 6 条の 2 の規定に基づき環境大臣が定める検定方法(平成元年 8 月環境庁告示第 39 号)の改正

「六価クロム化合物」の別表下欄に掲げる値を 0.01 mg/L に改めることとしました。

併せて、同表中欄に掲げる検定方法を分冊後の JIS K0102-3 に定める方法に改めるとともに、分冊後の JIS K0102-3 24.2.2 に定める方法(フレイム原子吸光分析法)を公定法から除外することとしました。

③水質汚濁防止法施行規則(昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号)第 9 条の 4 の規定に基づき環境大臣が定める測定方法(平成 8 年 9 月環境庁告示第 55 号)の改正

「六価クロム化合物」の測定方法を分冊後の JIS K0102-3 に定める方法に改めるとともに、分冊後の JIS K0102-3 24.3.3 に定める方法(フレイム原子吸光分析法)を公定法から除外することとしました。

(3) 今後の予定

施行：令和 6 年 4 月 1 日

4 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令 (令和 6 年 2 月 28 日農林水産・経済産業・環境省令第 1 号)

(1) 省令・告示の概要

①食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令

・登録再生利用事業者制度における実績要件について、過去 1 年間の特定肥飼料等の製造・販売実績に満たない者であっても、過去 1 年間の特定肥飼料等の製造・販売実績を実質的に担保することを前提に、登録の前倒しを可能にする。

②食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針を改正する告示

現在の基本方針(令和元年 7 月公表)を改定し、主に以下の事項を追加・変更する。

・エネルギー利用の推進

食品リサイクルをめぐる再生利用等の推進やエネルギー利用の推進に関連する動向として、食料安全保障の強化が重要課題となっており、生産資材の国内資源への代替転換の推進に資する食品循環資源の再生利用等の取組のより一層の促進が求められていることや、2050 年カーボンニュートラルや 2030 年度削減目標の達成の観点から、食品循環資源の再生利用等を通じて温室効果ガスの排出削減にも貢献することが

求められていることを追記する。

併せて、再生利用の実施に当たっての基本的方向として、食品リサイクル法における再生利用等の優先順位を維持した上で、エネルギー利用の推進も含めた再生利用の推進がカーボンニュートラル実現の観点から重要であることを強調する。

・焼却・埋立ての削減目標

再生利用等未実施の食品廃棄物の存在を認識し、再生利用等実施率を高める意識がより働くようにする観点から「焼却・埋立ての削減目標」を参考値として設定する。

・食品関連事業者以外の者からの食品廃棄物の削減の重要性

食品関連事業者以外の者も再生利用等に努める必要があり、持続可能な社会を構築していくためには社会全体での取組が重要である旨をさらに強調する。

・その他

食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）等の関係法令の制定・改廃状況の反映等、所要の改正を行う。

(2) 施行日：① については令和6年4月1日

② については令和6年3月1日

5 長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例

（令和5年10月16日長野県条例第24号）

(1) 目的

太陽光発電事業の実施が持続可能な脱炭素社会を実現する上で重要であることに鑑み、太陽光発電施設の設置等に関し、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、適正な太陽光発電施設の設置に関する事項を定めることにより、景観、自然環境その他の地域環境の保全及び県民の安全を確保し、もって地域と調和した太陽光発電事業の推進を図ることを目的とする。

(2) 責務及び連携

①事業者の責務

太陽光発電施設が景観、自然環境その他の地域環境に調和するよう必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地域住民との良好な関係を構築するよう努める。

②県の責務

地域と調和した太陽光発電事業の推進を図るために必要な施策を総合的に推進する。

③県・市町村も連携

県は、太陽光発電事業の推進に当たっては、市町村と相互に情報を共有するとともに、市町村が太陽光発電事業に関する施策を実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他の支援を行う。

(3) 対象施設

発電出力10kW以上の太陽光発電施設（建築物に設置するものを除く。）

(4) 景観及び環境の保全のための措置の検討

①景観 全ての区域において景観保全のための措置の検討を義務付け

②環境

特に環境影響が懸念される区域に一定規模（50kW）以上の太陽光発電施設を設置する場合は、

環境に及ぼす影響を整理し、環境保全策の検討の義務付け

(5)事業基本計画の手続

①事業基本計画書の提出を義務付け

(設置場所、出力、環境・景観の保全のための措置の検討、維持管理等)

②事業基本計画に関する説明会の開催を義務付け

(6)許可申請又は届出の手続

①許可

特定区域※に太陽光発電施設を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

※地域森林計画対象区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地

②届出

特定区域以外の区域に太陽光発電施設を設置しようとする者は、知事に届出なければならない。

(7)維持管理

①良好な状態の維持、災害等の防止、環境の保全等に関する計画の作成・提出の義務付け

②作成した計画に従った維持管理の義務付け

(8)附属機関の設置

次に掲げる事案について調査審議するため、関係分野の専門家から構成する執行機関の附属機関を設置

①許可(変更許可を含む。)申請のうち、土砂災害特別警戒区域に係る事案

②土砂災害等の発生の防止のために必要な措置の命令

③その他専門的見地からの意見が必要となる事案

(9)実効性の確保

①事業の透明性の確保 事業者に対して事業段階ごとに求めた報告等について、その情報を公開

②違反事実の公表 許可の取消し又は措置命令を行ったとき等

③罰則(過料5万円以下)

無許可(変更の許可を含む。)設置、報告・資料の提出に応じない、立入検査に応じない等

④その他 指導・助言、報告徴収・立入検査、勧告

(10)施行期日：令和6年4月1日

6 長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例施行規則

(令和6年3月18日長野県規則第6号)

(1)趣旨

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定める。

(2)施行期日：令和6年4月1日

～省エネコラム～

今回のテーマ 『脱炭素経営の第一歩は無駄の排除から』

中村環境コンサルタント事務所 中村秋男*

●社長から「取引先から脱炭素の取組についてアンケート調査が来た。どのように回答したら良いか？」総務部のNさんは困ってしまっ。「脱炭素って何？」

最近、脱炭素経営という言葉もあるようだけど、具体的に何をしたらよいか？よくわからないという事業者も多いのではないのでしょうか？

●2023年4月に省エネ法が改正された。法律名も「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」と変わりました。改正においては、①省エネの取り組みを引き続き進めることに加えて、②エネルギー需要について、化石エネルギーから非化石エネルギーへの転換を図ることを掲げている点が、大きなポイントです。

2030年や2050年に向けた具体的な取組が始まっています。従来の「省く省エネ」から大きく姿を変えようとしています。

●今年、賃上げの勢いが止まりません。物価高の背景もあると思いますが、要求金額を上回るような金額で妥結している企業もあります。大手企業が5%を超える金額を提示している事から、中小の企業も同じように対応するところもあります。賃上げに対応する事で、更なる経営効率化が求められます。

●脱炭素の取組は、エネルギーの非化石エネルギーの転換が重要になります。太陽光パネルの価格が下がっている事から、自家消費を検討している所も多くなっています。太陽光パネルで自家消費する場合も、エネルギーの効率化は必要で、「ムダなく使用する事」が求められます。「ムダ」に関しては、何が「ムダ」なのか知る必要があります。当たり前の事ですが、意外と気が付かないケースがあります。

●昔あるところで、床暖を使用していました。その部屋は暑いからという理由で冷房を運転していました。暖房と冷房の運転を同時に行っていたのです。また、雨どいにヒータを設置している所があります。冬期、屋根に雪が積もった時に雨どいが凍結しないような設備ですが、雪がなくても温度が下がればヒータは運転されます。最近では冬期-10度以下に下がることは少なくなりました。昔は冬の寒さも厳しいものがありました。当時を知る人は、エアコンは暖房には使えない！と考える人がいます。現在はエアコンの性能も向上しています。冬期エアコンを使用したほうが脱炭素には有効です。足元が寒いという理由で電気ヒータを机の下に入れて使用するケースもあります。小さくても1台1kW程度はあります。それを人数分用意している所もあります。エネルギーのムダだと思いますが、火災の危険性もあるのでお勧めできません。

●私は仕事でいろいろな所にお邪魔しています。よくあるのは暖房や冷房の設定で必要以上の温度にしているケースがあります。最近、最新の工場で暖房を27℃にしていました。

外気温度が 0℃以下になる冬期、27℃まで上げるのは無理だろうと思い聞いてみたところ、朝寒いので、温度設定を上げれば早く温度が上がるだろうとの事でした。多分家庭でも同様の考えでエアコンの運転をしている人もいると思いますが、設定を上げて早く暖かくなるわけではありません。通常エアコンは起動時 100%運転となり、設定温度近くになると段々に出力落ちます。設定温度を自由に上げ下げするのは間違いです。

●最近の新しい工場や事務所には 24 時間換気装置が設置されています。換気装置は通常換気と熱交換気があります。冬期や夏期のように室内を温調している場合は、熱交換気を使用します。これは外気を取り入れる場合に、室内の熱をそのまま外に出すともったいないので、入ってくる空気に熱を移動させるものです。これが通常換気になっているとそのまま、熱を外に捨てる事になります。冷暖房時は熱交換気、中間期（冷暖房使用以外の季節）は通常換気にするのが正しい使い方です。

●コンプレッサエアーも工場内で多く使用しますが、いろいろな所でスースー音がして漏れている事もあります。これがもし水なら大変な事になっていますが、気体で色もないのであまり気にしません。一般的な工場では 10%程度漏れがあるとされていますが、このようなケースの場合はそれ以上に漏れているでしょう。電気を捨てているのと同じです。

●機械装置から排熱が出る場合に室内の温度が上昇するので、熱排気をする場合があります。夏期は必要でも冬期は熱排気が必要ないケースもあります。状況を見て必要性を考えましょう。コンプレッサの熱排気を冬期の工場暖房に使用しているケースもあります。

●電気室の換気扇運転も夏期の室温が上昇する場合は必要ですが、冬期はその必要はありません。サーモスタットが付いている所は問題ありませんが、手動の所は確認して下さい。この場合もよく考えるとわかりますが、別の理由で運転しているのではと考えてしまい、そのままにしようと思っているケースもあります。動いている理由を確認しましょう。

●天井高さが低いのに水銀灯が設置されている所があります。LDE 化する場合は通常の LED 照明で十分です。高所用の LED にすると、強すぎてかえって使いにくくなります。電気工事を依頼する場合はよく考えて発注しましょう。

●工場や事務所で窓が単板ガラスを使用している場合、プチプチを貼る事や、ポリカーボネートで内窓を取り付けると効果的です。もちろん二重窓に変えても結構です。

●空調を行う場合に給気と排気のバランス取る事が重要です。排気ファンはあるが、吸気ファンは無い。あるいはバランスが悪いケースがあります。入口のドアから空気が入る音がしている場合はこのケースになります。このような場合は暖房や冷房を行っても効果がありません。

●高圧受電を行っている場合、契約電力と最大需要電力の差が大きい場合、ピークシフトを行う事が出来る場合など、契約電力（デマンド管理）を下げる可能性があります。固定費の低減になります。

*中村環境コンサルタント事務所 E-mail : akiomail@ina.janis.or.jp

知っておきたい環境法規制の基礎知識（第16回）

～水銀による環境の汚染の防止に関する法律～

1. はじめに

2023年10月30日から11月3日にかけてスイス・ジュネーブにおいて開催された「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議（COP5）」において、一般照明用の蛍光灯の製造及び輸出入を2027年までに段階的に廃止することが決定された。身近な製品であるため対応が必要となる範囲が大きい決定である。水銀に関する水俣条約は2017年に発行された条約で、発展途上国等で水銀による健康被害や環境汚染が起きていることから、悪化を防ぐために一定量以上の水銀を使った製品の取引などを国際的に規制する目的で採択させた条約である。日本では2015年に条約を承認し、それに伴い、水銀による環境の汚染の防止に関する法律と大気汚染防止法の一部を改正する法律を制定した。

本記事では、水銀に関する水俣病条約について、また、水銀による環境の汚染の防止に関する法律について解説をする。概要のみの解説となるため、詳細については環境省 HP 等を参照するようにしていただきたい。

2. 水銀に関する水俣条約

・水銀に関する水俣条約とは

水銀に関する水俣条約とは、水銀の一次採掘から貿易、水銀添加製品や製造工程での水銀利用、大気への排出や水・土壌への放出、水銀廃棄物に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める条約である。2013年10月に熊本県で開催された外交会議で、採択・署名が行われた。2017年5月18日付けで、締約国数が日本を含めて50か国に達し、規定の発効要件が満たされたため、2017年8月16日に発効することになった。

・経緯

国連環境計画（UNEP）では、第25回管理理事会（2009年）において、国際的な水銀の管理に関して法的拘束力のある文書（条約）を制定するための政府間交渉を開始すること、そのための政府間交渉委員会（INC）を設置して2013年までのとりまとめを目指すことに合意した。

政府間交渉は2010年に開始され、2013年1月に「政府間交渉委員会第5回会合」（INC5）において条約の条文案が合意された。

2013年10月には、熊本県で外交会議が開催され、「水銀に関する水俣条約」として条約の採択及び署名が行われた。

3. 水銀による環境の汚染の防止に関する法律

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」は、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止するため、水銀の掘採、特定水銀使用製品の製造、特定の製造工程における水銀等の使用及び水銀等を使用する方法による金の採取を禁止するとともに、水銀等の貯蔵及び水銀を含有する再生資源の管理等について定めた法律である。概要は表1のとおり。

水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理に関する報告書は、事業所ごとに毎年度、所定の様式に記

載した報告書を作成し、これをその翌年度の4月1日から6月30日までの間に、国（事業所管省庁）に提出をする。

表1. 水銀による環境の汚染の防止に関する法律の概要

(1) 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定する。
(2) 水銀鉱の掘採を禁止する。
(3) 特定水銀使用製品について、許可を得た場合を除いて製造を禁止するとともに、部品としての使用を制限する等の所要の措置を講じる。
(4) 特定の製造工程における水銀等の使用を禁止する。
(5) 水銀等を使用する方法による金の採取を禁止する。
(6) 水銀等の貯蔵に係る指針を定め、水銀等を貯蔵する者に対し定期的な報告を求める。
(7) 水銀含有再生資源（条約上規定される「水銀廃棄物」のうち、廃棄物処理法の「廃棄物」に該当せずかつ有用なもの。非鉄金属製錬から生ずる水銀含有スラッジなど。）の管理に係る指針を定め、水銀含有再生資源を管理する者に対し定期的な報告を求める。
(8) その他罰則等所要の整備を行う。

特定水銀仕様製品については「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令」で規定されている。詳細はそちらで確認して頂きたい。

4. 蛍光ランプの製造及び輸出入の禁止について

2023年10月30日から11月3日にかけてスイス・ジュネーブにおいて開催された「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議（COP5）」において、水銀添加製品である一般照明用の蛍光ランプ（住宅、事務所、工場、店舗、作業現場、街路灯等で一般的に使用されている蛍光ランプ）を、その種類に応じて、2025年末から2027年末までに製造及び輸出入を段階的に廃止することが決定された。

廃止対象となる蛍光ランプは、期限以降の製造及び輸出入が廃止されるが、廃止期限後においても在庫品の流通・販売や既存製品の継続使用は可能である。

表2. 蛍光ランプの製造及び輸出入の廃止期限

種類	直管蛍光ランプ	環形蛍光ランプ	コンパクト形蛍光ランプ
廃止年月日	2027年12月31日(※)	2027年12月31日(※)	2026年12月31日

(※) 直管蛍光ランプと環形蛍光ランプには一般タイプの「ハロリン酸塩系」蛍光ランプとプレミアムタイプの「三波長系」蛍光ランプとの二種類があり、互換性がある。後者の方が高効率でより明るい仕様である。「ハロリン酸塩系」が2026年末、「三波長系」が2027年末に、製造・輸出入が廃止される。

5. おわりに

水銀は身近な製品にも含まれていることがあり、今後も規制が厳しくなっていく可能性がある。環境中に放出されれば深刻な健康被害につながりかねない物質であるため、適正に管理していく必要がある。事業者の皆様方には法に則った管理に努めて頂くようお願いしたい。

環境法令改正情報

令和5年11月1日～令和6年3月25日

令和5年度

(注) *は、「令和6年4月1日施行の主な環境法令の概要について」に掲載

11月	改正法令	概要
9日	労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（厚生労働三〇四）	労働安全衛生法施行令第十八条（名称等を表示すべき危険物及び有害物）第三号及び第十八条の二（名称等を通知すべき危険物及び有害物）第三号の規定に基づき、労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準を定め、令和7年4月1日から適用する。ただし、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第121号）附則第2項に該当する物については、令和8年3月31日までの間は、この告示の規定は、適用しない。経過措置あり。
	南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一五）	南極地域の環境の保護に関する法律第3条（定義）第5号及び第7条（南極地域活動計画の確認の基準）第1項第3号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。経過措置あり。
15日	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書Aの改正に関する件（外務四〇三）	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（2001年5月22日作成。2004年5月17日発効。）附属書A（廃絶）は、条約第22条（附属書の採択及び改正）4の規定に従い、改正され、令和5年11月16日に効力を生じる。なお、日本国政府は、ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩及びPFHxS関連化合物を附属書Aに加える改正につき、条約第22条3（b）及び4の規定に基づいて留保を付する旨を条約の寄託者である国際連合事務総長に通告した。
	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書A及び附属書Bの改正に関する件（同四〇四）	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（2001年5月22日作成。2004年5月17日発効。）附属書A及び附属書B（制限）は、条約第22条（附属書の採択及び改正）4の規定に従い、改正され、令和2年12月3日に効力を生じた。なお、日本国政府は、ジコホル、ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PF0A）とその塩及びPF0A関連化合物を附属書Aに加える改正につき、条約第22条3（b）及び4の規定に基づいて留保を付していたところ、ジコホルについての留保を撤回する旨を条約の寄託者である国際連合事務総長に通告し、同事務総長は、令和5年10月24日に受領した。よって、ジコホルを附属書Aに加える改正は、令和5年10月24日に日本国について効力を生じた。
30日	食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一四九）	食品衛生法第52条（公衆衛生上必要な措置）第1項の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正し、令和7年6月1日から施行する。

12月	改正法令	概要
1日	<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（三四三）</p>	<p>1 第一種特定化学物質として、ペルフルオロ（ヘキサン-1-スルホン酸）（別名PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカン-スルホン酸）（構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩（以下「PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩」という。）を追加指定する。2 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品として、PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩について、はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地等を定めることにした。3 技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品として、当分の間、PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩について、消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を定める。4 公布の日から起算して2月を経過した日から施行する。ただし、2及び3は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。</p>
	<p>水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（三四四）</p>	<p>1 特定水銀使用製品として、脈波検査用器具に用いられるひずみゲージ等を追加する。2 経過措置等を定める。3 一部を除き、令和7年1月1日から施行する。</p>
12日	<p>特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令（経済産業・環境四）</p>	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律第26条に基づき特定排出者が報告しなければならない温室効果ガス算定排出量の、算定に係る係数が改正された。令和6年度以降に報告すべき温室効果ガス算定排出量の算定に適用される。</p>
27日	<p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（三八二）</p>	<p>デジタル臨時行政調査会が示したアナログ規制の見直しの方針を踏まえ、国による集計結果の開示方法として規定されている媒体を改正する等の所用の改正を行うもの。公布の日から施行する。</p>
28日	<p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一）</p> <p>第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令の一部を改正する省令（経済産業・環境五）</p>	<p>デジタル臨時行政調査会が示したアナログ規制の見直しの方針を踏まえ、フレキシブルディスクカートリッジに関する規定を削除する等の所用の改正を行うもの。公布の日から施行する。</p>
1月	改正法令	概要
16日	<p>* 気候変動適応法施行規則（環境二）</p>	<p>気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構の法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号）の施行に伴い、並びに気候変動適応法（平成30年法律第50号）の規定に基づき、及び同法を施行するため、気候変動適応法施行規則を定め、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構の法の一部を改正する法律の施行の日（令和6年4月1日）から施行する。</p>

1月	改正法令	概要
24日	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（一六）	1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（略称「種の保存法」）第4条第3項の政令で定める国内希少野生動植物種として、ウスオビリリゴキブリ等を追加する。2種の保存法第4条第4項の政令で定める国際希少野生動植物種として、バキュボディウム・ウィンドソリイを追加する。3種の保存法第6条第2項第4号の政令で定める採取等を規制する卵及び種子として、1の種のうちベニエリリゴキブリの卵を追加する。4 その他所要の規定の整備を行う。5 この政令は、令和6年2月13日から施行する。
25日	* 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（環境四）	水質汚濁防止法第3条（排水基準）第1項、第14条の3（地下水の水質の浄化に係る措置命令等）第1項及び第27条（経過措置）の規定に基づき、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令を定め、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条（排水基準を定める省令の一部改正）別表第2（大腸菌群数⇒大腸菌数）の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。経過措置あり。
30日	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業・国土交通・環境二）	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条（電磁的記録による保存）第1項、第4条（電磁的記録による作成）第1項及び第6条（電磁的記録による交付等）第1項の規定に基づき、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（略称「フロン排出抑制法」）に関する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。
2月	改正法令	概要
5日	* 昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）等の一部を改正する件（環境四）	排水基準を定める省令第2条（検定方法）、水質汚濁防止法施行規則第6条の2（有害物質を含むものとしての要件）及び第9条の4（測定方法）の規定に基づき、昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）等の一部を改正し、令和6年4月1日から適用する。六価クロム化合物に関する検定方法等の一部改正。
13日	一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令（環境五）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（略称「廃棄物処理法」）第7条（一般廃棄物処理業）第1項ただし書の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正し、公布の日から施行する。省令の失効を、令和11年3月31日限りとする。

2月	改正法令	概要
20日	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（経済産業六）	脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第44号）の施行に伴い、並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規程に基づき、並びに同法を実施するために、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正し、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（令和6年4月1日）から施行する。経過措置あり。
28日	* 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令（農林水産・経済産業・環境一）	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（略称「食品リサイクル法」）第11条（登録）第2項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正し、令和6年4月1日から施行する。
3月	改正法令	概要
1日	食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働三二）	食品衛生法第12条（添加物等の販売等の禁止）の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。別表第一（法第十二条の規定により人の健康を損なうおそれのない添加物）にポリビニルアルコール（別名ポパール）を加える。
11日	廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則（長野県規則第4号）	廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則（平成20年長野県規則第44号）の一部を改正し、公布の日から施行する。経過措置あり。同条例第54条（実績報告）に基づく同条例施行規則第45条に規定する様式第23号、第24号及び第25号に関する改正。
13日	昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）の一部を改正する件（環境一一）	排水基準を定める省令第2条（検定方法）の規定に基づき、昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）等の一部を改正し、令和7年4月1日から適用する。大腸菌群数を大腸菌数に改める改正。

3月	改正法令	概要
13日	下水道法施行規則の一部を改正する省令（国土交通二〇）	下水道法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第2号）の施行に伴い、及び下水道法施行令第15条（公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者の資格）第10号の規定に基づき、下水道法施行規則の一部を改正し、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和6年4月1日）から施行する。
	下水の水質の検定方法等に関する省令及び下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通・環境一）	下水道法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第2号）の施行に伴い、並びに下水道法施行令第6条（放流水の水質の技術上の基準）第1項及び第2項の規定に基づき、下水の水質の検定方法等に関する省令及び下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正し、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和6年4月1日）から施行する。ただし、第1条（下水の水質の検定方法等に関する省令の一部改正）の規定は、令和7年4月1日から施行する。
18日	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一）	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（略称「e-文書法」）第3条（電磁的記録による保存）第1項、第4条（電磁的記録による作成）第1項及び第6条（電磁的記録による交付等）第1項の規定に基づき、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境七）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の2（特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）第1号ハの規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。施行規則第8条の7（特別管理産業廃棄物の収集運搬に運搬用パイプラインを用いることができる場合）に関する改正。

3月	改正法令	概要
18日	環境省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令（環境八）	構造改革特別区域法第35条（政令等で規定された規制の特例措置）の規定に基づき、環境省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正し、公布の日から施行する。特別管理産業廃棄物の収集運搬に運搬用パイプラインを用いることができる場合の特例を削る、等。
	* 長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例施行規則（長野県規則第6号）	長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例施行規則を公布し、令和6年4月1日から施行する。経過措置あり。
19日	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働四六）	食品衛生法第10条（病肉等の販売の禁止）第2項及び第13条（基準・規格の設定）第1項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品衛生法施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。経過措置あり。
	特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置に関する省令（経済産業・環境一）	特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第380号）の施行に伴い、並びに特定家庭用機器再商品化法第32条（指定等）第1項及び第57条（経過措置）の規定に基づき、特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置に関する省令を定め、公布の日から施行する。
21日	使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業・環境二）	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律（通称「自動車リサイクル法」）第50条（標識の掲示）、第65条（標識の掲示）及び80条（書面の交付）第2項の規定並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（略称「e-文書法」）第3条（電磁的記録による保存）第1項、第4条（電磁的記録による作成）第1項の規定に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正し、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和6年4月1日）から施行する。

3月	改正法令	概要
22日	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境九）	<p>漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）の施行に伴い、並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（略称「種の保存法」）第9条（捕獲等の禁止）第4号、第20条（個体等の登録）第2号、第24条（個体等登録機関の遵守事項等）第7項第4号、第37条（管理地区）第9項第2号、第39条（監視地区）第6項第2号及び第54条（国等に関する特例）第2項の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正し、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和6年4月1日）から施行する。</p>
25日	自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令（環境一一）	<p>漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）の施行に伴い、並びに自然環境保全法第25条（特別地区）第6項及び第10項第4号並びに第27条（海域特別地区）第5項及び第9項第4号の規定に基づき、自然環境保全法施行規則の一部を改正し、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和6年4月1日）から施行する。</p>

会報サン第52号の校正漏れによる正誤表

頁	正	誤	備考
広告索引	<u>寿高原食品株式会社</u>	<u>寿高原株式会社</u>	
62	午前様 千鳥足から <u>しのび足</u>	午前様 千鳥足から <u>しびれ足</u>	

～協会からのお知らせ～

○会報サン52号掲載記事等の誤りについて

令和6年1月10日発行し、会員の皆様へ送付いたしました会報サン掲載の記事等の一部に校正漏れにより誤りがありました。

ご指摘をいただき、1月26日に協会ホームページに訂正及びお詫びを掲載いたしました。

環境速報17ページに正誤を再度掲載いたしました。改めて、執筆及び広告掲載にご協力いただいた皆様にお詫び申し上げます。

○令和6年度通常総会日程が決まりました

令和6年3月28日(木)開催した令和5年度第6回理事会で、次のとおり、令和6年度通常総会の開催日時が決定しました。

(1) 開催日時 令和6年5月23日(木)午後1時30分から

(2) 会場 ホテル信濃路(長野市中御所岡田町)

*通常総会招集通知は、5月初旬に会員の皆様へ送付いたします。

*5年ぶりに会費制による懇親会を予定しています。多くの会員の皆様の参加をお願い申し上げます。

○「令和6年版公害関係基準のしおり」の販売開始は、4月中旬の予定です。

次ページの申込書により、ファックス、メール等によりお申込みください。販売価格は、750円(税込み)です。*送料は購入者負担となります。

☆☆☆ 編集後記 ☆☆☆

2月までの暖冬傾向から一転、3月は、南岸低気圧の通過等で東京でも雪が降るなど寒冷となっています。ただ、世界気象機関(WMO)が、3月19日、発表した報告書では、2023年が観測史上最も暑い年となり、2023年の世界の平均気温は、産業革命前より約1.45度高く、今世紀末の気温上昇を1.5度に抑えるパリ協定の目標に迫ったとしています。国内も、気象庁の発表で、年平均気温及び日本近海の平均海面水温が、これまでの1位の記録を大きく上回り統計開始以降最も高くなったとのことでした。

様々な要因で経済社会情勢の混沌は続いていますが、環境重視・脱炭素の流れが加速する中、当協会の果たす役割も更に大きくなると感じています。

協会活動へのご意見・ご提案をお待ちしています。(専務理事 古川雅文)

「令和6年（2024年）版公害関係基準のしおり（長野県環境部）」の販売について

希望者は次の要領で、協会事務局までお申し込みください。発行は4月中旬の予定です。

◎ 公害関係基準のしおり（令和6年（2024年）4月発行 長野県環境部）

(1)仕様及び概略内容 A4 130ページ程度

- 長野県に関する環境基準（水質，大気，騒音，土壌）
- 排出基準（水質，大気，騒音，振動，悪臭，土壌）
- 参考資料（農業用水基準関係，水道法水質基準など）

(2)定価 750円

(3)送料 実費 *申込者負担

(税込み) 目安：1～3冊 105円 4～6冊210円(2口に分けて送付) 7～15冊840円

(4)申込方法

下記申込書にご記入の上、郵送、FAX又はメールでお申し込みください。1週間程度でお届けします。代金は、到着後1ヶ月以内に 冊子に同封した請求書記載の指定口座にお振り込みください。（振込手数料はご負担願います。）

◎申込先

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10
長野県中小企業会館5階 (一社)長野県産業環境保全協会
電話 026-228-5886 FAX 026-228-5872
e-mail nasankan@alps.or.jp
担当者：古川・須佐

(5)その他ご案内

「公害関係基準のしおり」は毎年長野県環境部で発行し、県のホームページに掲載されています。
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/mizutaiki/kurashi/kankyo/hozen/kogai/shiori.html>)

切 り 取 り 線

図書購入申込書（公害関係基準のしおり）

令和6年（2024年） 月 日

(一社)長野県産業環境保全協会 御中

社名・団体名

所在地 〒

担当部署・担当者氏名

電話番号

FAX番号

記

	単 価	数量 (冊)	金額 (税含む)	送料(実費)
公害関係基準のしおり	750 円			

*送料不明の場合は記入しなくて結構です。

請求書送付用住所票（楷書でご記入ください。ゴム印使用はなるべくお避けください。）

所在地 : 〒

貴社名 : 担当部課名

担当者名 : 様 (電話番号)

参考 水質汚濁防止法による特定施設等届出のしおり（令和3年11月 長野県環境部水大気環境課）から抜粋

■ 水質汚濁防止法の規定による特定事業場の設置者の義務

- 排水基準の遵守 公共用水域に排水を排出するものは、排水基準（排水の濃度規制）を遵守しなければなりません（法第12条）。

法	一律基準	① 有害物質 28 項目 カドミウム等の人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質について、排出量に係わらず、全ての特定事業場に適用する。 ② 生活環境項目 15 項目 生活環境に係る被害を生ずるおそれのある項目について、排水量 50 m ³ /日以上の特定事業場に適用する。
条例	上乗せ排水基準	① 有害物質 4 項目 カドミウム、シアン化合物、六価クロム化合物、水銀化合物について、一律基準よりも厳しい基準を適用する。 ② 生活環境項目 9 項目 BOD、COD、SS 等について一律基準よりも厳しい基準を適用する。

- 特定物質を含む特定地下浸透水の浸透の制限（法第12条の3）（省略）

○ 事故時の措置

特定事業場の設置者は、次に掲げる場合において人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き排出又は浸透の防止のための応急の措置を講じるとともに、速やかに事故の状況等を管轄する地域振興局長に届け出なければなりません（法第14条の2）。

- ・事故により有害物質を含む水又は排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出された場合
- ・事故により有害物質を含む水が地下に浸透した場合 また、事故により指定物質や油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときについても、同様の対応を しないで は なりません（指定事業場、貯油事業場等の設置者の責務）。

- 事業者の責務（責務規定）（法第14条の4）（省略）

- 排水水及び特定地下浸透水に汚染状態の測定等（法第14条）（省略）

■ 罰則 届出、排水基準の遵守等の事業者の義務を怠った場合や、地域振興局長（一部は知事）の命令に応じなかった者に対しては下表のとおり罰則が規定されています。

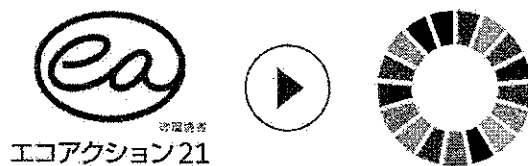
適用	罰 則	
排水基準に違反した場合	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金（ただし、過失で排水基準違反をした場合は 3 月以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金）	31 条
緊急時の措置命令に違反した場合		
排水水又は特定地下浸透水の 汚染状態の記録をせず、虚偽 の記録をし、又は記録を保存 しなかった場合	30 万円以下の罰金	33 条
報告をせず、もしくは虚偽の 報告し、又は立入検査を拒み 妨げ忌避をした場合		

（注）表に該当する場合は、行為者のみでなく法人に対しても罰金が科せられます。

2050 カーボンニュートラル
新しい時代へ 一歩前へ

選ばれる企業になるために
「エコアクション21」

認証・登録を目指しませんか



企業の体幹を強化し、
持続可能な未来へ



一般財団法人 持続性推進機構
Institute for Promoting Sustainable Societies